

第 65 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2021 年 5 月 25 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 1. 関西福祉科学大学を提訴 p.1                            | 2. 香川大学が業務委託を止め直接雇用へ p.2 |
| 3. 4月8日付文部科学省通知と大阪大学「準委任契約」非常勤講師の偽装請負問題 p.2~3 |                          |
| 4. 非常勤3組合合同で厚労省と懇談 p.3                        |                          |
| 5. ブックレット『非常勤講師のいま』 p.3~4                     |                          |

## 関西福祉科学大学の雇止め裁判支援を!!

4月14日、私は関西福祉科学大学を京都地裁に提訴しました。提訴は、大学の雇止めは労働契約法 18 条に基づき無期労働契約への転換を阻止するために、6年目に入る前に別の理由を持ち出し、雇止めを強行した悪質な行為であり、大学に対して地位確認を求めたものです。私は組合が交渉に入る前に大阪労働局に出向いて大学の不当性を訴えたところ大阪労働局は大学に対して助言をおこないました。また、文科省私学行政課からも問い合わせしてもらいました。しかし、大学は、いずれも強制力がないことを盾にして適当にあしらひ真摯に回答しませんでした。また2月におこなわれた組合との団体交渉においても、組合側から提案した大幅譲歩案をも拒否し、その後の回答書にもまともに答えず強引に雇止めを強行しました。

福祉の理念を掲げて設立されたこの大学は「人間の生活を守る福祉を総合的に学べる大学」という立派なキャッチフレーズを掲げています。しかし、その実態は、人間の生活をいとも簡単に切り捨てる福祉の理念とは程遠いことを

しているのです。大学は昨年9月の1回目の教務課長と私との面談で「あなたは無期転換になるので1年間期間を空けてほしい。」とのクーリングの提案をしてきました。しかし、12月の4回目の面談では、言った本人(教務課長)不在の中で、「無期転換の話はしなかった、これが大学としての回答である」と大ウソをつきました。まずいことは隠そうと堂々とウソまでつくこの大学にもはや福祉の校名を名乗る資格はありません。無期転換にかかわる雇止め問題は全国規模で起こっていますが、社会の手本となるべき教育機関、それも最高学府たる大学が、提訴され被告になるというこのような異常事態は一刻も早く改善されなければなりません。法律を遵守できない大学に人を教育する資格はないからです。同じ目にあい、何度も泣き寝入りしてきた非常勤講師の方々のためにもこの裁判は勝利しなければなりません。皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。共に戦いましょう。何としても勝利しましょう。(文責・原告 川口剛)

**第1回期日: 6月8日(火)13時10分～ 京都地裁**

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ 電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a>
---

# 香川大学が業務委託契約を止め、 雇用契約に転換 !!

香川大学のAさんは、今年 1 月に入って専任教員から次年度は受講生も少なくなってきたので次年度は契約しないと言われました。

組合は、Aさんが 10 年近く同大学で外国語を教えてきたので、労働契約法 18 条による無期雇用契約への転換権を行使し、雇止めされないよう大学に無期転換の申請書を出すようアドバイスしました。ところが、Aさんが大学に無期転換の申し入れをしたところ、大学から「あなたは業務委託契約なので、無期転換はできない。」との回答がありました。本人から契約書を組合に送ってもらったところ契約書は確かに「業務委託契約書」となっていました。大学が非常勤講師と業務委託契約を交わしている例は大阪大学を除いて全国でもほとんどありません。東京大学も 2017 年度までは業務委託契約でしたが 2018 年度から直接雇用契約に転換しました。

組合は、文科省に直接、電話をかけて香川大学の業務委託は、それまで文科省が出してきたさまざまな通知に違反している、調査するよう要求しました。文科省も大学が業務委託で授業を「丸投げ」しているのは問題だ、大学に問い合わせる、回答は大学から組合に直接連絡

すると電話で返事がありました。しかし、その後、大学からの連絡はなく、組合から大学に直接、電話すると大学は「検討中」との返事でした。

4 月 8 日付で文科省から各大学に対して「事務連絡」が出され、「今般、一部の大学において、大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案がありました」と具体的な大学名はありませんでしたが、業務委託契約は不適切と指摘されました。これを受けて、4 月 16 日組合は、香川大学に対して業務委託契約から直接雇用の労働契約に変更するよう「回答要求書」を出した。これに対し 4 月 30 日付で大学から今年度から業務委託契約を止め雇用契約にする手続きを取っているとの文書での回答がありました。

他方でAさんの実質的な雇止め問題については、これまでは業務委託契約だったので労働契約法 18 条に基づく無期転換権は認めない、個人的な話し合いで解決したいとの回答でした。組合としては、これまでの業務委託契約は「偽装」であって、実態的に見て学長の指揮命令下にある直接雇用関係にあり、「雇止め」を撤回し、雇用継続するよう要求しています。

(文責 江尻)

## 4 月 8 日付文部科学省通知と大阪大学「準委任契約」非常勤講師の偽装請負問題

先月文科省が「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」という通知を出しました。それによると、「直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等の非常勤講師は「学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者」である「大学の職員(教員を含む。)」には該当せず、「したがって、学校教育法上授業担当教

員となることができる」と解される講師(非常勤も含む)として発令することはできない」とし、「そのような者に対して、『非常勤講師』等学校教育法上授業担当教員となることができる」と解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること」を求めています。

この通知での「不適切と思われる事案」とは、

2005年から非常勤講師と業務委託契約を締結している香川大学と2004年から非常勤講師と「準委任契約」を締結している大阪大学を指しています。なぜなら両大学では「業務委託契約」非常勤講師や「準委任契約」非常勤講師が授業を担当して成績評価を行っており、偽装請負

状態だからです。組合への4月30日付回答で今年度から非常勤講師と労働契約を締結する香川大学とは対照的に、大阪大学は豊中地区過半数代表からの4月19日付質問状に回答せず、偽装請負状態を放置しています。(文責 新屋敷)

## 非常勤 3 組合合同で厚労省と懇談

3月22日、立憲民主党の川内博史議員、日本共産党の宮本徹議員の仲介で、厚労省との懇談が実現しました。

論点は次の通り。

①無期転換するにあたり、就業規則を一方的に変更して労働条件を変更することは可能か(労働条件の変更には双方の合意が必要であるはずだ) ②無期転換後も、引き続き労働条件を変更し続けることは可能か(河合塾は労働局や労働基準監督署が「できる」といったと主張。鈴鹿大学は入学定員の減少を理由に、「契約終了」とした) ③無期転換を避けるために、就業規則を「有期雇用期間は5年を超えない」と変更し、5年を前に雇止めにする事例があるが、どう考えるか ④コロナとの関係で、労働量が増え、備品費もかかっている。使用者が負担するべく指導してほしい。①②について、就業規則の変更には双方の合意が必要となる。なお、労働条件の変更自体

は直ちに違法とはならないが、どのようでも条件を変更できるというわけではない。河合塾は自分に都合のいい様に労働局の見解を利用していると考えられる。鈴鹿大学のケースでは契約終了は解雇と同じ。その際、整理解雇の4要件が問題になる。③は望ましくない。労働局から事業所(大学等)に働きかけを行なうようにしたい。④は、パートタイム有期雇用労働法(2020年4月施行)により、正社員との不合理な待遇格差は禁止されている(上記の事例について、専任には手当を出す、非常勤には出さないというのはダメということ)。使用者負担それ自体については労使で話し合ってもらいたい。

最後に、厚労省からは「労働局を積極的に使ってほしい」、組合からは「無期転換しないほうがよかったとならないように事業所を指導してほしい」と意見をだして、懇談は終了しました。(文責 長澤)

## ブックレット『非常勤講師はいまーコロナ禍をこえて』発行

JAICOWS(女性科学研究者の環境改善に関する懇談会)は、3月30日に『非常勤講師はいまーコロナ禍をこえて』を出版しました。

当組合もこの出版に協力し、「関西圏の大学非常勤講師の現状と組合活動」(江尻彰)という内容で執筆に加わりました。以下がこのブックレットの目次です。

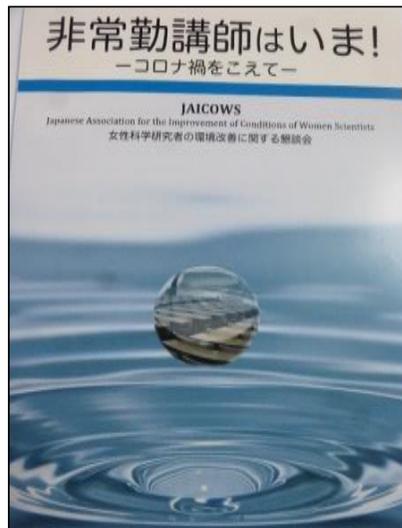
序章 「博士100人の村」と非常勤講師の現状

第1部 アンケート調査の結果分析  
第2部 非常勤講師の実態  
第3部 資料編

このなかで注目されるのは第1部の非常勤講師の実態アンケート調査です。近年、非常勤講師の実態に関するアンケートがほとんど出されていないなかであって、700名を超える非常勤講師が回答を寄せています。調査対象者がランダム・サンプリングで選んだものでないため

か、比較的若い非常勤講師からの回答が多く興味深い内容となっています。また、分析がすべて男女別になされていることも、今後の組合運動に生かすべき内容となっています。

興味ある方でブックレットを注文される方は、関西圏大学非常勤講師組合の事務所のメールアドレス(honbudesk@hijokin.org)まで注文をお願いします。1部 500円です。(文責 江尻)



## 愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (        -        )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任教も)		

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)